

環境報告書の作成、及び環境報告書を理解するための 参考資料

目次

1 . 事業者の自主的な環境保全活動の促進方策の概要	47
2 . 環境パフォーマンス指標	48
3 . 環境会計情報	50
4 . エコアクション 21 (環境活動評価プログラム)	53
5 . 環境報告書の作成・公表の取組の広がり	55
6 . 優良な環境報告書の表彰制度	58
7 . 環境報告書ネットワークの活動	58
8 . 環境報告書の受け手と利害関係者	59
9 . 環境報告書の信頼性向上のための方策	61
10 . 環境報告の促進方策について (環境省検討会報告書)	62

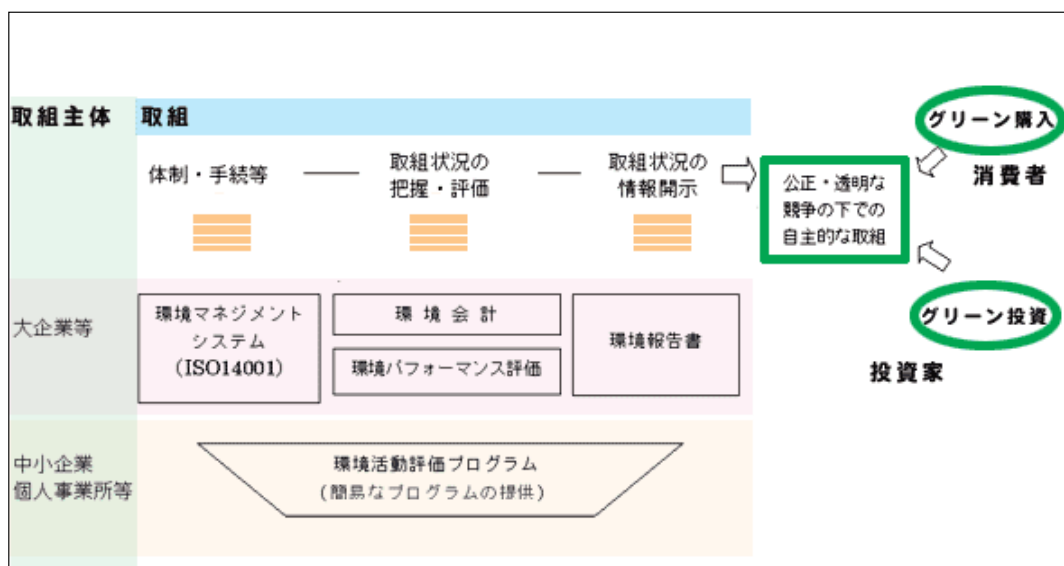
1. 事業者の自主的な環境保全活動の促進施策の概要

環境省では、事業者の自主的な環境保全活動を促進していくため、下図に示した取組促進のための施策を行っています。環境保全活動を行うに当たっては、その体制・手続等を定めた環境マネジメントシステム（ISO14001）を導入するとともに、事業活動における環境への負荷やそれへの対策（環境パフォーマンス）を適切に把握、評価していくことが重要です。

また、その活動にかかったコストとそれに対応する効果を把握、分析する環境会計を積極的に導入することや、環境パフォーマンスの状況等を環境報告書という形で情報開示していくことが求められています。このような取組を進め、消費者、投資家、取引先、地域住民等の利害関係者とのコミュニケーションを図ることにより、自らの事業活動を改善させるとともに、積極的な取組を行う事業者が適切に評価されていくことになります。

しかしながら、特に中小企業においては、これらの取組をすべて行うことは、人的、予算的にかかなりの負担となる場合があるため、環境省では幅広い事業者の方々に簡易な手法により環境保全の取組が始められるよう「エコアクション 21（環境活動評価プログラム）」を策定し、普及を行っています。

事業者の自主的な取り組みの体系



環境省では、自主的な環境への取組を推進するため、環境報告書ガイドラインの他、以下のようなガイドラインを策定し、提供しています。

- ・事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 -
- ・環境会計ガイドライン - 2002年版 -

また、中小事業者向けには

- ・エコアクション 21（環境活動評価プログラム） 2004年版
- を策定しています。

2. 環境パフォーマンス指標

環境省では、平成13年2月に「事業者の環境パフォーマンス指標 - 2000年度版 - 」を策定し、広く普及してきたところです。

平成13年度には、ガイドラインをより有用なものにするため、21社の民間企業の参加による『「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」の試行に係る事業』を実施し、事業者の立場から見た課題の抽出を行いました。

この結果を踏まえて、事業者にとってより一層使いやすいもので、かつ、持続可能な社会の構築に向けた環境政策や環境経営の進捗の状況に沿ったものとするために、2000年度版を改訂しました。改訂を行うため、平成14年10月に設置した学識経験者、企業担当者等からなる「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会」において議論を重ね、平成15年1月に公表した公開草案に対して寄せられた意見を踏まえて「**事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 -** 」としてとりまとめました。

事業者が自主的積極的な環境への取組を効果的に進めていくためには、活動が環境に与える影響、環境への負荷やそれに係る対策の成果（環境パフォーマンス）等を、的確に把握し、評価していくことが不可欠であり、その把握、評価の際に必要なものが、環境パフォーマンス指標です。環境パフォーマンス指標は、事業者が内部の評価・意思決定の際に自ら活用すること、また、事業者が環境報告書などを通して公表する際に、関連する定性的な情報とともに活用することにより、事業者の環境への取組を促進するものであり、また社会全体で環境への取組を進めるための重要な情報基盤となるものです。

2002年度版の特徴は以下の通りです。

（1）コア指標の整理

ガイドライン（2000年度版）では、共通コア指標、業態別コア指標が合わせて80あり、その重要性や取組の優先順位がかならずしも明確ではありませんでした。2002年度版では、環境基本計画に基づいて、地球温暖化対策の推進、物質循環の確保と循環型社会の形成を念頭に置いた、「マテリアルバランス」の観点から9つのコア指標を体系的に整理し、コアセットとしました。これにより、各指標の位置づけを明確にするとともに、事業者が取り組むべき指標の優先度を示しました。

コアセットは、マテリアルバランスの観点から、事業活動に直接的に関わる9つのコア指標をセットで把握することを基本としています。ただし、インプットとアウトプットの指標数値を足し合わせたものが、バランスするということを意味しているわけではありません。

このコア指標は、持続可能な社会の構築に向けた事業活動と環境負荷との関係から全ての事業者において把握することが重要と考えられる指標です。

ガイドラインでは、マテリアルバランスの観点から図の9つの指標を「コア指標」と設定しました。コア指標は、それぞれをバラバラではなく、1つのセット（「コアセット」）として一体で把握、管理することが望まれます。ただし、コアセットは物量的な情報の把握に重点をおいた指標で構成されているため、よりの確に事業者の環境パフォーマンスを把握、管理するには、サブ指標の中から事業特性を的確に捉え、かつ、コアセットを質的に補完するサブ指標との組み合わせで管理していくことが望まれます。

また、サブ指標は、コア指標以外の指標で、事業の特性に応じた環境負荷の状況や環境への取組及びその効果を把握・管理するための指標で、事業者が必要に応じて選択するものです。

（2）指標選択の幅の拡大

ガイドライン（2000年度版）では、事業者の業態を4つに区分し、業態別コア指標を

設定していました。しかしながら、事業の多角化や連結経営重視の経営を実践している事業者にとって、必ずしも「業態」が環境負荷の観点からの事業特性を的確に表しているとはいえないことから、本ガイドラインでは業態による指標分類をなくしました。ほぼ全ての事業者に共通し、環境政策上も重要と考えられる指標をコア指標として集約・整理し、それ以外の指標についてはサブ指標とし、事業者の判断によるものとして、選択の幅を広げました。

(3) 環境パフォーマンス指標の枠組み

環境パフォーマンス指標は以下の3種類の指標により構成されます。

オペレーション指標：事業活動を実施することに伴う環境負荷を捉える指標。

事業活動全体の物質・エネルギーのインプット・アウトプットを把握するマテリアルバランスの考え方に基づき、事業活動の全体像が把握できることに主眼をおいた指標の構成としました。また、持続可能な社会の構築に向けての必要要件である、物質循環の促進、地球温暖化の防止、資源・エネルギー効率及び環境効率の向上に資する指標を中心に整理しています。

環境マネジメント指標：事業活動に係る資源を管理・運用する手法・組織、事業者が実施する環境に関する社会貢献活動等に関する指標。

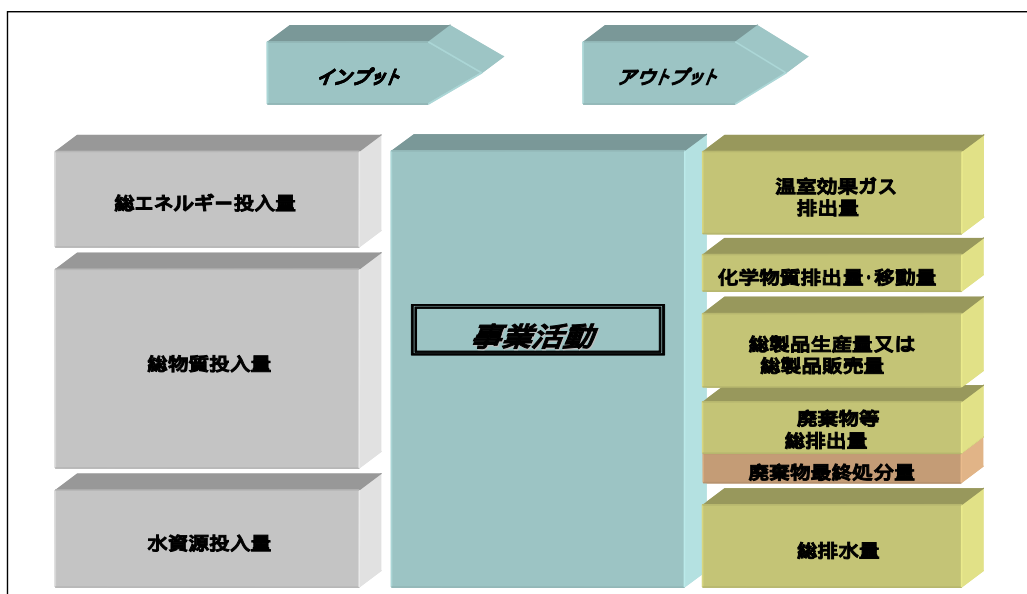
定性的に把握する項目に関しては環境報告書での記載事項として環境報告書ガイドラインで取り扱うこととし、本ガイドラインでは定量的に把握できる項目について整理しました。

経営関連指標：事業活動の結果としての経済活動や事業活動を行うための資源に関する指標。

経営関連指標は、環境への影響を直接示す指標ではありませんが、持続可能な社会を実現していくためには、資源・エネルギーの使用の効率化を図るとともに、経済活動の単位当たりの環境負荷を低減していく必要があることから、それらを把握するために必要な指標として、環境パフォーマンス指標に位置づけています。

ガイドラインの本文は <http://www.env.go.jp/policy/report/h15-01/index.html> に掲載しています。

9のコア指標による事業活動のマテリアルバランス



3 . 環境会計情報

環境会計とは、企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組みです。

この環境会計の機能は、内部機能と外部機能に分けられます。

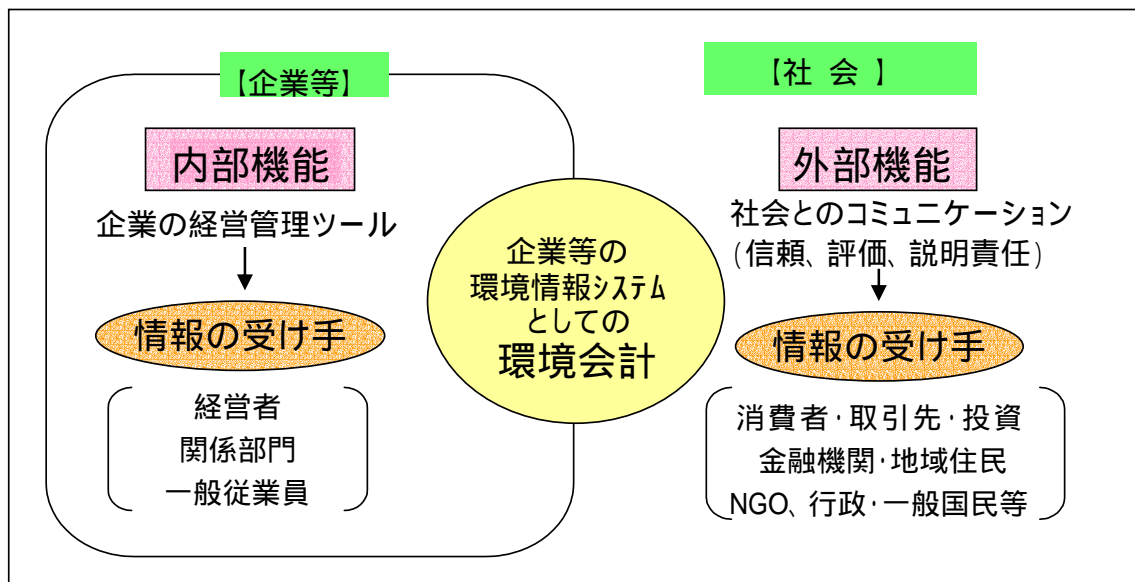
内部機能とは、企業等の環境情報システムの一環として、環境保全コストの管理や、環境保全対策のコスト対効果の分析を可能にし、適切な経営判断を通じて効率的かつ効果的な環境保全への取組を促す機能です。

内部機能は、企業等の内部において、環境保全対策に要したコストとその効果を評価して環境保全対策をより効率的、効果的なものにするために、また、環境保全活動が事業活動に与える影響を把握するために有効です。すなわち、経営者や関係部門等による環境情報システムとしての環境会計の利用を通して、経営管理ツールとしての役割が期待されます。

外部機能とは、企業等の環境保全への取組を定量的に測定した結果を開示することによって、消費者や投資家、地域住民等の外部の利害関係者の意思決定に影響を与える機能です。

外部機能は、環境会計情報を、環境報告書を通じて環境保全への取組姿勢や具体的な対応等と併せて公表することによって、企業等の環境保全への取組を利害関係者に伝達するために有効です。公表は企業等の社会的信頼を高め、社会的評価を確立していくことにつながります。すなわち、外部の消費者、投資家、地域住民等に対して説明責任を果たすと同時に、環境保全の観点も含めた、より適切な企業評価に結びつく役割が期待されます。

環境会計に期待される機能と役割



内部機能と外部機能とのバランスのよい発展が重要

環境省では、平成14年3月に「**環境会計ガイドライン2002年版**」、平成14年6月にはガイドラインに対するQ&Aや記載例などを盛り込んだ「**環境会計ガイドブック2002年版**」を公表したところですが、実際に環境会計に取り組もうと環境保全コストの集計を始めると、どの分類に該当するか判断に迷うという声も寄せられました。そこで、環境会計ガイドライン2002年版に沿って環境保全コストを分類する場合の参考となるような情報を提供するものとして、「**環境保全コスト分類の手引き2003年版**」を作成しました。

環境会計ガイドライン（2002年版）の概要

はじめに

（1）環境会計に取り組む背景

環境会計への取組は、環境経営の一環であり、環境報告書を通じて環境情報の開示が進展してきている。

（2）環境会計の必要性

環境保全対策についての経営管理上の合理的な意思決定のため、また、情報開示によって利害関係者に対する説明責任を果たすための手段として重要。

（3）本ガイドラインで取扱う環境会計の手法

主として企業等を対象とする環境会計の手法。

1．環境会計とは

1．1 環境会計の定義

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組み。

1．2 環境会計の機能と役割

内部機能：企業等の環境管理情報システムの一環として、環境保全コストの管理や、環境保全対策のコスト対効果の分析を可能にし、適切な経営判断を通じて効率的かつ効果的な環境保全への取組を促す機能。

外部機能：企業等の環境保全への取組を定量的に測定した結果を開示することによって、消費者や投資家、地域住民等の利害関係者の意思決定に影響を与える機能。

1．3 環境会計の一般的要件

（1）目的適合性：重要性

（2）信頼性：正当性、実質性、中立性、網羅性、慎重性

（3）明瞭性

（4）比較可能性

（5）検証可能性

1．4 環境会計の構成要素

以下の3つの構成要素からなる。

（1）環境保全コスト[貨幣単位]：環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組のための投資額及び費用額

（2）環境保全効果[物量単位]：環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組による効果

（3）環境保全対策に伴う経済効果[貨幣単位]：環境保全対策を進めた結果、企業等の利益に貢献した効果

2．環境会計の基本事項

環境会計において基本となる重要な事項として、対象期間、集計範囲、環境保全コストの算定基準、環境保全効果の算定基準、環境保全対策に伴う経済効果の算定基準を示した。

3．コスト及び効果の算定

3．1 環境保全コスト

環境保全コストの分類

事業エリア内コスト：主たる事業活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト

上・下流コスト：主たる事業活動に伴ってその上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト

管理活動コスト：管理活動における環境保全コスト

研究開発コスト：研究開発活動における環境保全コスト

社会活動コスト：社会活動における環境保全コスト

環境損傷対応コスト：環境損傷に対応するコスト

その他コスト：その他環境保全に関連するコスト

3.2 環境保全効果

環境保全効果の分類

環境保全効果を体系的に整理するため、事業活動との関連から4区分した。

- ・事業活動に投入する資源に関する環境保全効果
- ・事業活動から排出する環境負荷及び廃棄物に関する環境保全効果
- ・事業活動から産出する財・サービスに関する環境保全効果
- ・輸送その他に関する環境保全効果

環境保全効果の表現方法

環境パフォーマンス指標を用いた環境保全効果の指標について提示。

環境保全効果の算定方法

環境保全効果の具体的な算定方法として、基準期間との単純比較による方法、基準期間との事業活動量調整比較による方法を示した。

3.3 環境保全対策に伴う経済効果

環境保全対策に伴う経済効果の内容

環境保全対策に伴う経済効果を体系的に整理するため、その根拠の確実さの程度によって、実質的效果と推定的効果とに分け、実質的效果についてはさらに収益と費用節減に整理した。

環境保全対策に伴う経済効果の算定方法

環境保全対策に伴う経済効果の具体的な算定方法を収益と費用節減の別に示した。

費用節減の場合は、基準期間との単純比較による方法、基準期間との事業活動量調整比較による方法を示した。

4. 環境会計情報の開示

4.1 環境会計の開示において記載すべき事項

環境会計において基本となる重要な事項、環境会計の集計結果、環境会計の集計結果に対する説明、環境報告書の他の項目との関連等を示した。

ガイドラインの本文及び概要は <http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=3240> に掲載されています。

環境会計ガイドブック 2002年版～環境会計ガイドライン 2002年版の理解のために～ガイドブック及び概要は <http://www.env.go.jp/policy/kaikai/book2002/index.html> に掲載しています。

環境保全コスト分類の手引き

環境保全コストを分類する際の基本的な考え方や具体例などを記載しています。手引きは <http://www.env.go.jp/policy/kaikai/cost2003.pdf> に掲載しています。

4. エコアクション 21 (環境活動評価プログラム)

エコアクション 21 は、中小事業者における環境への取組を促進するため、平成 8 年に環境省が策定し、その後何度か改定しながら、その普及を進めてきたものですが、環境問題に関するグリーン購入の進展等の様々な新たな動きを踏まえて、その内容を 2004 年 3 月に全面的に改定しました。

新しいエコアクション 21 は、

- 環境への負荷の自己チェックの手引き
- 環境への取組の自己チェックの手引き
- 環境経営システムガイドライン
- 環境活動レポートガイドライン

の 4 つのパートにより構成されています。

この 4 つのパートにより、幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供しています。

エコアクション 21 の特徴は以下の通りです。

中小事業者等でも容易に取り組める環境経営（環境マネジメント）システム

エコアクション 21 では、中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構の ISO14001 規格をベースとしつつ、中小事業者でも取組みやすい環境経営システムのあり方をガイドラインとして規定しています。

この環境経営システムを構築・運用することにより、環境への取組の推進だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上等、経営的にも効果があります。

必要な環境への取組を規定

環境経営システムが構築・運用されているといっても、それだけでは環境への取組を十分に実施していることにはなりません。エコアクション 21 では、必ず把握すべき環境負荷の項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量を規定しています。

さらに、必ず取り組んでいただく行動として、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル及び節水の取組を規定しています。これらの環境への取組は、環境経営に当たっての必須の要件です。

環境コミュニケーションにも取り組む

事業者が環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境活動を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠の要素となっています。

エコアクション 21 では、環境活動レポートの作成と公表を必須の要素として規定しています。環境コミュニケーションに対する真摯な姿勢こそが、社会からの信頼を勝ち得るとともに、企業がより発展していくための重要な方法の一つであると言えます。

エコアクション 21 の認証・登録制度

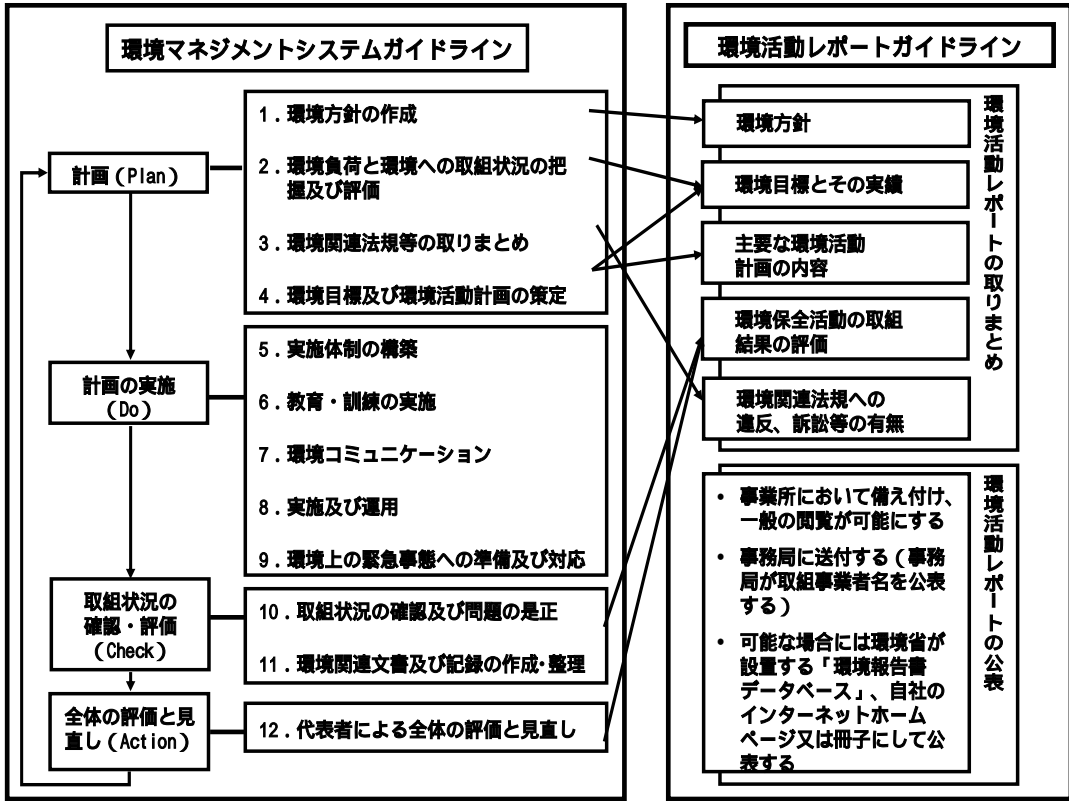
このエコアクション 21 の環境経営システムガイドラインは 12 項目から構成されていますが、この 12 項目のそれぞれに要求事項が規定されています。

この要求事項を満たした環境経営システムを構築・運用し、環境への取組を行い、環境活動レポートを作成した事業者は、環境経営システムガイドラインの要求事項への適合状況について、エコアクション 21 審査人による審査を受審することができます。

審査において適合していると認められた場合は、エコアクション 21 認証・登録事業者として認証を受け、環境への取組を積極的に行っている事業者としてエコアクション 21 中央事務局（仮称）に登録することができます。

エコアクション 21 審査人については、試験等により資格を認定する仕組みを新たに創設します。

エコアクション21環境経営システムガイドライン及び環境活動レポートガイドラインの構成



5. 環境報告書の作成・公表の取組の広がり

(平成14年度「環境にやさしい企業行動調査」報告書より)

本調査の毎年度の調査結果は、

<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/index.html> に掲載しています。

調査対象及び調査方法

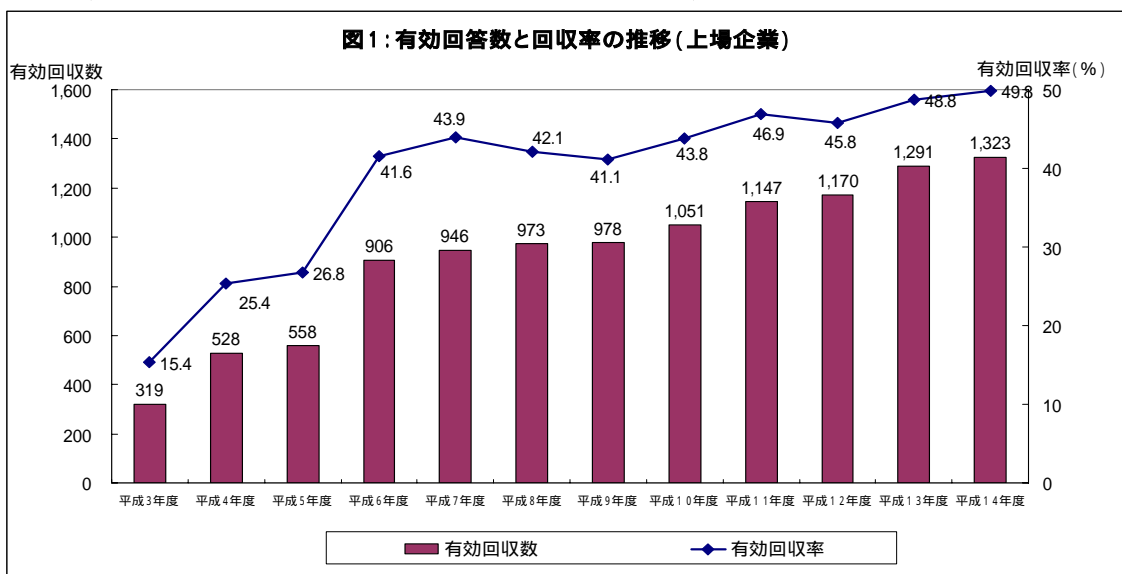
東京、大阪、名古屋の各証券取引所の1部、2部上場企業2,655社及び従業員数500人以上の非上場企業等3,735社、合計6,390社を対象とし、平成14年2月にアンケート調査を実施した。

有効回答数：上場企業：1,323社 {有効回収率：49.8%、(13年度48.8%)}

非上場企業等：1,644社 {有効回収率：44.0%、(13年度43.2%)}

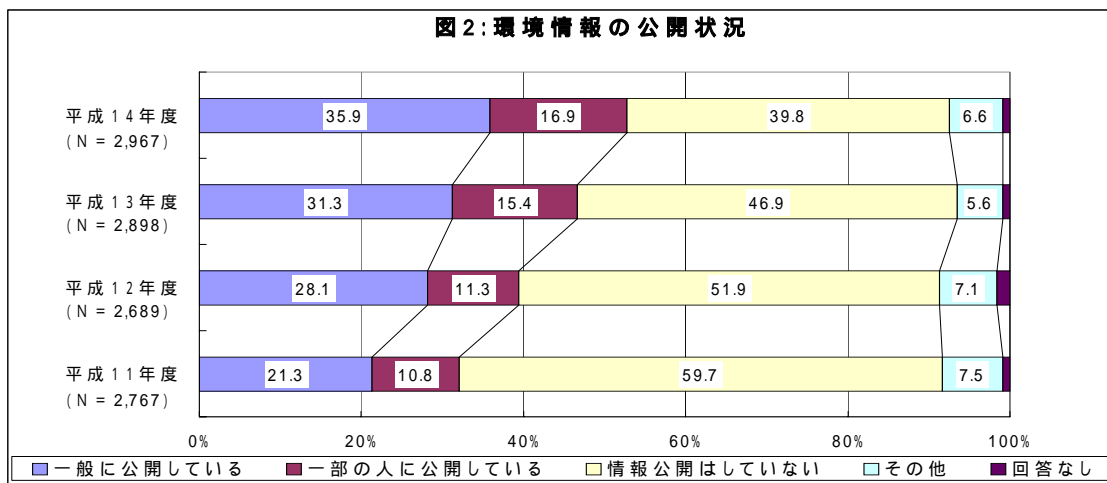
合計：2,967社 {有効回収率：46.4%、(13年度45.6%)}

なお、上場企業における平成3年度からの有効回収数、有効回収率の推移は図1のとおり。



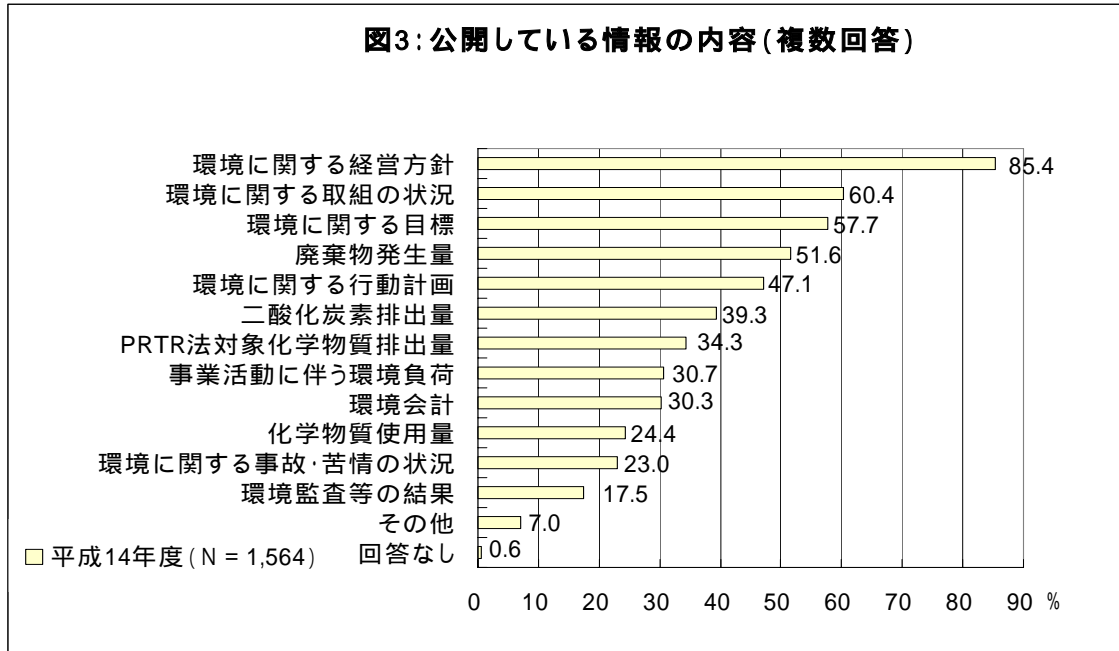
環境情報の公開状況

環境に関するデータ、取組等の環境情報の公開状況については、「一般に公開している」と回答した企業等の割合が35.9%、「一部の人に公開している」との回答が16.9%と、その割合は年々増加しており、平成13年度に比べて、それぞれ4.6ポイント、1.5ポイント増加している(図2)。



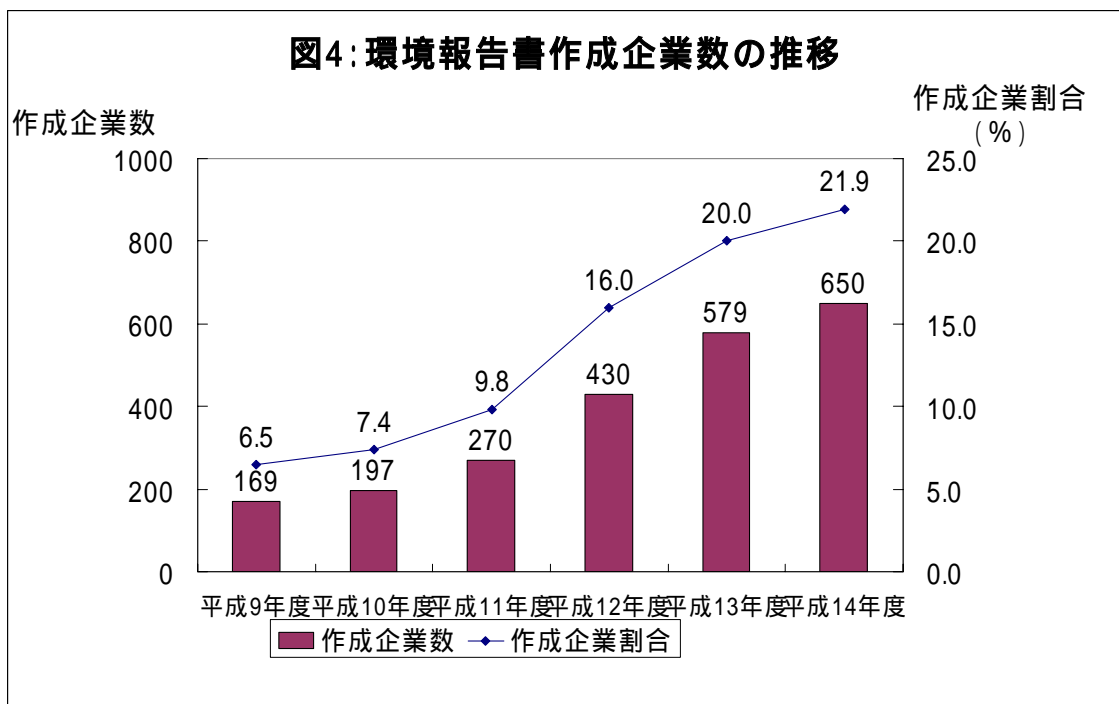
公開している環境情報の内容

「情報を公開している」と回答した 1,564 社（一部の人に公開している企業等も含む）が公開している情報の内容については、「環境に関する経営方針」と回答した企業の割合が 85.4%と最も高く、次いで「環境に関する取組の状況」の 60.4%、「環境に関する目標」の 57.7%、「廃棄物発生量」の 51.6%などとなっている（図 3）。



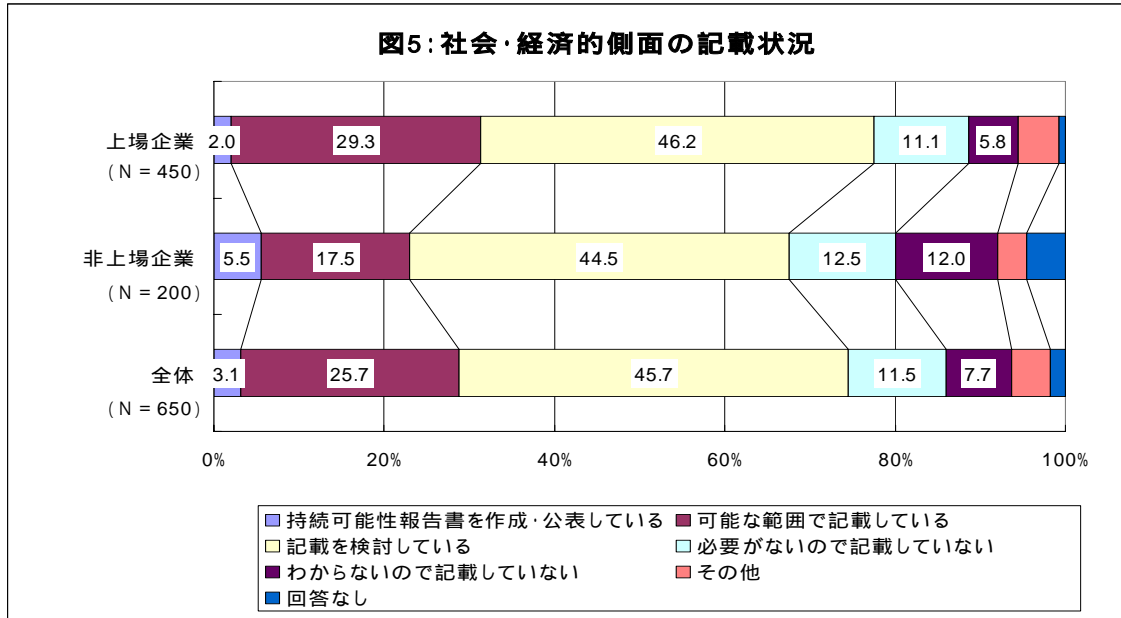
環境報告書の作成・公表の状況

環境報告書の作成・公表の状況については、着実に増加しつつあり、平成 14 年度における環境報告書作成企業数である 650 社に、「来年（度）作成予定」と回答した 251 社を加えると、平成 15 年度における環境報告書作成企業数は約 900 社になることが推測される（図 4）。



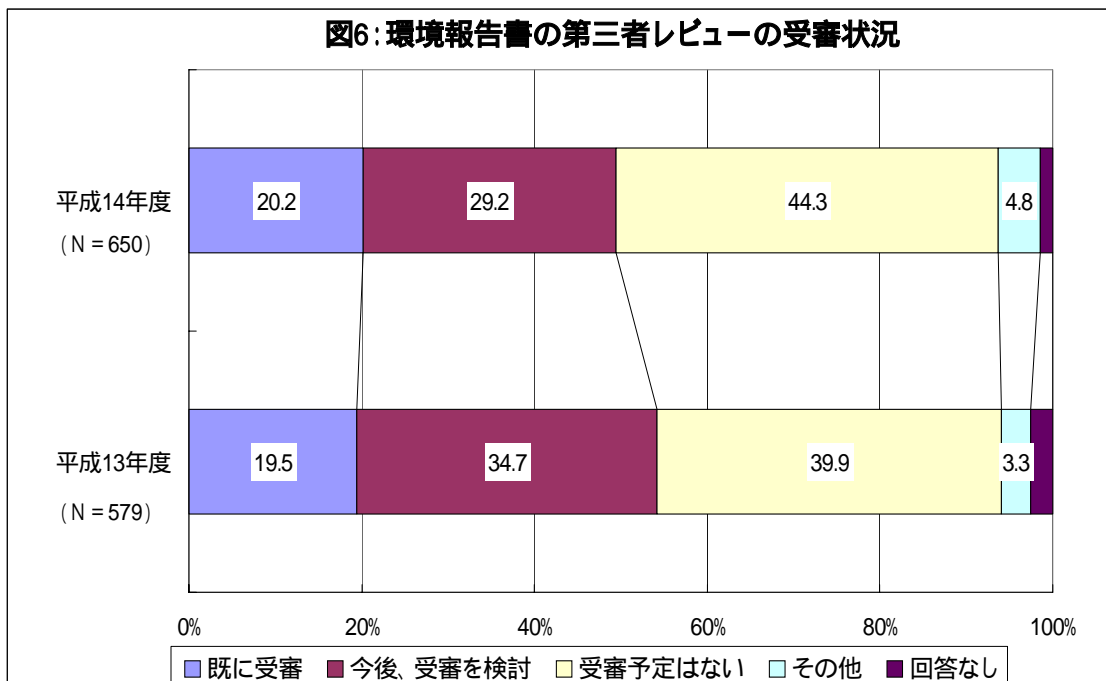
社会・経済的側面の記載状況

「環境報告書を作成している」と回答した 650 社における、環境報告書への社会・経済的側面の記載状況については、「既に持続可能性報告書を記載を検討している」と回答した企業等の割合が 3.1%、「可能な範囲で記載している」との回答が 25.7%、「記載を検討している」との回答が 45.7%あり、全体の 7 割以上の企業等が環境報告書に社会・経済的側面を記載することに積極的であるといえる（図 5）。



環境報告書の信頼性確保の手段について

「環境報告書を作成している」と回答した 650 社における、環境報告書の信頼性確保のための第三者レビューの受審状況については、「既に受けている」との回答した企業等の割合が 20.2%、「今後、受けることを検討している」との回答が 29.2%あり、全体の 5 割近くの企業等が第三者レビューを受審するか、受審を検討している。平成 13 年度に比べると、「既に受けている」との回答が 0.7 ポイント増加したが、「今後、受けることを検討している」との回答が 5.5 ポイントの減少となっている（図 6）。



6. 優良な環境報告書の表彰制度

優良な環境報告書を表彰することにより、事業者の環境報告書の作成・公表に当たってのインセンティブを高めるとともに、優良な環境報告書の事例を普及させるために、平成9年度から、社団法人全国環境保全推進連合会及び財団法人地球・人間環境フォーラムが主催する「環境アクションプラン大賞」（平成11年度から「環境レポート大賞」）が実施されており、環境省はこのコンクールを後援し、最も優秀な環境報告書に環境庁長官賞（平成13年度からは環境大臣賞）を授与しています。

第3回目となる平成11年度からは授与対象を、「環境報告書部門」と「環境行動計画部門」に分けて表彰しており年々、応募事業者が大幅に増加しています。

環境レポート大賞については

http://www.shonan.ne.jp/%7Egef20/gef/news/5threport_award.htm を参照して下さい。

また、グリーンリポーティングフォーラム及び東洋経済新聞社の主催により、平成10年度より「環境報告書賞（グリーン・リポーティング・アワード）」が実施されています（<http://www.toyokeizai.co.jp/company/award/kankyo/index.html> を参照）。

7. 環境報告書ネットワークの活動

平成10年に、事業者、NGO（非政府組織）、NPO（非営利組織）、有識者等により環境報告書の普及発展を図ることを目的としたネットワーク組織、「環境報告書ネットワーク：NER」が設立されています。このネットワークは、環境報告書に係わる様々な主体のネットワーク組織として、活発な活動を展開しており、環境省の支援も受けて、研究会やシンポジウムの開催、ニュースレターの発行、調査・研究などを実施し、現在の会員数は約250団体になっています。

ネットワークの活動内容は以下の通りです。

環境報告書に関する研究会の開催：事業者、団体、市民等の協力の下、国際的な動向も参照しつつ、望ましい環境報告書のあり方や環境に配慮した取組等について情報・意見の交換を行い、研究を進める。

このため、全会員を対象とした定例会（各社の環境報告書の取組についての事例報告等）を開催するとともに、有志会員により、特定のテーマを設定して研究会を開催する。また、各種の関係団体とも協力しながら、シンポジウムなどを開催する。

環境報告書に関する情報発信：環境報告書に関する知識や情報の普及を図るとともに、参加者自身の取組についての情報発信とコミュニケーションに資するため、様々な媒体を活用して、環境報告書の意義や取組状況などについて情報発信する。

このため、地球人間環境フォーラム発行のグローバルネットに隔月でNERのページを設けて発行する。さらに、インターネットのホームページを開設し、ネットワークの活動状況や環境報告書のリストなどを掲載する。

また、組織体制は以下の通りとなっています。

幹事会：事業者、団体の代表者等で構成し、ネットワークの活動方針や方向性を定める。各幹事は、ネットワークの活動の企画及び運営の役割を分担して担う。

会員：環境報告書を通じた環境コミュニケーションに取り組む事業者、団体、学識経験者等で、会の趣旨に賛同する者で構成する。会員は、会の運営のため、所定の会費を支払う（営利法人3万円、非営利団体1万円、学識経験者等5千円）。

事務局：会の運営に関わる事務を行う。事務局は、（財）地球人間環境フォーラムに置く。

環境報告書ネットワークについては、<http://eco.goo.ne.jp/ner/> を参照して下さい。

8 . 環境報告書の受け手と利害関係者

環境報告書は、事業者が社会との間で行う環境コミュニケーションの重要なツールであり、その読者 = 受け手は様々に考えられます。環境報告書の主な受け手がどのような人々で、どのような情報を知ろうとしているかがわかれば、それに合った環境報告書を作成することができます。また、社会が複雑化する中で、その事業者、あるいは事業活動に何らかの利害を有する利害関係者 = ステークホルダーという概念が一般化しつつあり、よりポジティブに事業者の環境情報を求める声も高くなってきています。

環境報告書を、誰をターゲットとして作るかは、事業者の判断によって決められるものであり、事業者の業種等の特性や方針により様々な考え方が有り得ます。例えば、国際的企業が主として投資家をターゲットとして作成する場合、大組織を擁する事業者が従業員への環境教育を主たる狙いとして作成する場合、流通等消費者との関わりの深い事業者が消費者を重視して作成する場合、製造事業者が製品のユーザーを重視して作成する場合、工場・事業所等において地域住民や行政を重視して作成する場合などが考えられます。また、マスコミ等のコミュニケーションの媒介者を重視する場合も考えられます。

以上のように環境報告書の受け手（利害関係者）は、消費者や生活者、株主や金融機関、投資家、取引先、学識経験者や環境NGO、消費者団体、学生、さらには地域住民や行政と様々な主体が考えられます。また、環境報告書は、外部の利害関係者に向けてのみ作成されているのではなく、その事業者の社員、従業員やその家族なども重要な環境報告書の受け手であると言えるでしょう。

そして環境報告書に求められる情報の内容や質は、様々なターゲットにより異なってきます。投資家や研究機関、マスコミ等一定の知識を有する者を重視して環境報告書に盛り込む情報量を優先すべきか、それとも消費者を重視して環境報告書のわかりやすさを優先すべきかといった点は議論となるところです。幅広い利害関係者をカバーするには、情報を整理・解釈してわかりやすく伝えるNGO、研究機関、マスコミ等の役割も重要と考えられます。また、環境報告書にはある程度豊富な情報を盛り込むと同時に、特に消費者に向けてよりわかりやすい環境パンフレットなどのコミュニケーションツールを用意するといった、重層的なアプローチも考えられます。

例えば環境報告書とは別に、一般消費者向けに事業活動への環境配慮の組込み状況を紹介した環境パンフレットやリーフレットを作成したり、アニュアル・レポートや就職案内に、環境保全への取組を紹介するページを設けたり、あるいは関連会社や工場単位でサイト環境レポートを作成したりと、様々な取組が行われています。また、インターネットのホームページ上に、環境報告書の全文を記載したり、より詳しい詳細なデータを記載したりするなどの工夫も行われています。さらには、事業活動への環境配慮の組込み状況を、新聞や雑誌、テレビなどを利用して環境広告という形でアピールする事業者も増えつつあります。

いずれにしろ、どのような受け手や利害関係者を主に想定して環境報告書を作成するのかを、あるいは全ての主体を対象として網羅的な環境報告書を作成するのか等を十分に検討することが大切です。本ガイドラインは基本的に想定される主な受け手や利害関係者等の全てを念頭において編集しましたが、以下に考えられる主な受け手や利害関係者についてあげました（順不同）。

消費者、生活者

環境問題の深刻化に伴い、消費者の環境に対する意識は高まりつつあり、それが徐々に製品やサービスを選択する際の判断材料の一つになってきています。例えば、省エネや燃費を考慮しない家電製品や自動車の選択は、今やほとんど考えられません。廃棄物となり

にくい包装や製品を求める動きも生まれつつあります。

そして少なくとも、環境問題に真摯に取り組む姿勢は、その事業者に対する信頼感につながり、売り上げにも影響を与えることとなります。

株主、金融機関、投資家

株主や金融機関、投資家は、環境報告書の重要な受け手となっています。欧米のみならず我が国においても、事業者の事業活動への環境配慮の組み込み状況を、投資や融資の際の判断材料の一つとして考えることが一般化しつつあります。つまり、環境問題により熱心に取り組んでいる事業者を支援していきたいということや、環境問題への対応の如何が事業者の今後の業績を左右することがあるとの考えに基づくものであり、さらには社会的責任投資も行われています。また、事業者の環境格付けなどにも環境報告書は使われています。

取引先

環境に配慮したサプライチェーンマネジメントの一環として、取引先に対して環境報告書等の提出を求める事業者が増加しつつあり、環境問題に適正に取り組むことを取引の条件の一つとする動きが強まっています。つまり、取引先の技術、財務状況、製品等の品質に加えて、環境保全への取組も含めて総合的に取引先を選択していこうということです。

学識経験者、環境NGO、消費者団体

学識経験者や環境NGO、消費者団体も、環境報告書の重要な受け手の一つであると言ってよいでしょう。これらの団体等は環境問題に関するオピニオンリーダーとして、あるいは事業者の事業活動への環境配慮の組み込み状況を評価し、一般にわかりやすく伝えるインタープリター（通訳者）の役割を果たしており、一般の消費者やマスコミに強い影響力を持っています。また、環境報告書や事業者の取組を比較し、その結果を発表したり、出版したりすることも考えられます。

学生等

近年、学生や若者達の環境意識は極めて高くなっており、環境問題に取り組む学生サークルも数多く存在します。また、環境問題に関わりたいという希望を持ち、大学の環境関連学部に進学する学生数も増加しています。さらにはゼミ等で環境報告書の研究分析することも多くなっています。事業者に対する環境報告書の請求においても学生は大きな割合を占めるようになってきています。これらの学生等から事業活動への環境配慮の組み込みについて高い評価を得ることは、将来の顧客の獲得や優秀な社員の採用等に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

地域住民

工場や店舗、事業所周辺の住民も環境報告書の受け手の一つです。地域住民は、工場等においてどのような環境保全への取組が行われているか、特に公害防止の対策や環境事故の未然防止対策等がどのように行われているかについて、関心を持っています。

この点から、環境情報の公開、環境コミュニケーションの推進は、工場等自身が地域住民に信頼され、ともに発展していく上で大きな役割を果たすと考えられます。また、個別の工場、事業所単位で「サイト環境レポート」を作成・公表する取組も必要に応じて推進していくべきと思われます。

行政

行政も環境報告書の受け手の一つです。平成10年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」や平成11年に制定された「PRT法（特定化学物質の環境への排出量の

把握等及び管理の改善の促進に関する法律）」等においては、事業者の取組内容を公表することそのものに効果を認めており、法体系の中で、情報開示が重要な政策手法として位置づけられ始めています。

また、地方公共団体においても、地域の環境基本計画や地球温暖化対策行動計画等の中で、地域の事業者を計画の主要な対象として事業者の自主的な取組を促進し、その事業活動における環境負荷の低減を図ろうとしています。そして優良な事業者を積極的に支援するために、環境活動評価プログラムや環境報告書等を活用していこうとしています。また、グリーン購入の進展により、入札参加や事業発注の条件の一つとして、環境報告書の作成・公表を求めていく例も出ています。

さらに、行政自身も、積極的に環境保全の取組を進めるための率先実行計画を策定したり、ISO14001 の認証を取得する動きが広がってきており、行政自らも環境保全への取組等についての環境報告書を作成・公表する先駆的な取組が始まっています。

社員、従業員及びその家族

社員や従業員及びその家族も環境報告書の受け手の一つです。優秀な社員を雇用したり、社員の志気を向上させ、自らの企業に対する誇りを養うためには、自らの事業活動への環境配慮の組み込みに関する姿勢を示し、理解を得ることが重要となります。その際、環境報告書は有効なツールの一つとなります。さらに今後は、優秀な社員を雇用するに当たっても、環境問題に対する姿勢が問われてきます。

9 . 環境報告書の信頼性向上のための方策

環境報告書の比較可能性及び信頼性の向上を図るため、事業者や NPO 等においても様々な自主的な取組が行われ、一定の効果をあげています。環境報告書の比較可能性及び信頼性を向上させていくため、以下に示すような取組が実施されています。

第三者レビュー

環境報告書を作成する事業者以外の主体（第三者）が、環境報告書の記載情報やその背景にある取組内容についての意見を表明（レビュー）し、環境報告書に掲載する取組であり、第三者が比較可能性や信頼性をレビューする。

内部管理の徹底

事業者内部の環境マネジメントシステムを徹底し、内部監査等を厳格に行う取組であり、事業者自身が情報の比較可能性や信頼性をレビューする。

内部監査基準や環境報告書作成の基準等の公開

事業者自身が、その内部監査の基準や環境報告書作成の基準等を公開する取組であり、特に環境報告書の作成の基準が明らかにされれば、外部の第三者がそれに基づいてレビューを行うことも可能となる。

双方向コミュニケーション手法の組込

環境報告書の記載情報や環境保全への取組について、事業者が問い合わせ窓口を設けて、利害関係者からの質問や意見を受け付け、これに回答する取組であり、利害関係者等による座談会を開催し、その概要を環境報告書に掲載する事例もある。

NGO、NPOとの連携による環境報告書の作成

環境報告書の企画、製作段階に NGO、NPO のスタッフが直接関わり、事業者との一種の共同作業により環境報告書を作成する取組であり、連携のあり方には単に意見交換を行う

ものから、記載情報のチェックを行うもの等、様々な内容がある。

社会的に合意された環境報告書作成の基準への準拠

環境報告書の作成に関するガイドラインとしては「環境省：環境報告書ガイドライン」、「グローバル・リポーティング・イニシアチブ（GRI）：サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」等、複数存在している。いまだ社会的に合意された作成の基準はないが、可能な限りこれらの中立的に定められたガイドラインに準拠して環境報告書を作成する試みがなされている。

GRIガイドラインについては<http://www.globalreporting.org/GRIGuidelines/index.htm>を参照して下さい。この他に、経済産業省の「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001」もあります。詳細はhttp://www.meti.go.jp/policy/eco_business/index.htmlを参照して下さい。

10．環境報告の促進方策について（環境省検討会報告書）

1）平成13年度における検討

環境省では、環境報告書等の促進のあり方を検討するため「平成13年度環境報告の促進方策に関する検討会」を設置し、その検討結果をとりまとめました。報告書の目次は以下の通りです。

はじめに

- 1．環境報告の普及の意義
 - 2．我が国における環境報告書の現状
 - 3．環境報告の促進に係る取組の状況
 - 4．環境報告の促進に関連する地方公共団体の取組の状況
 - 5．環境報告の促進に係る諸外国の取組の状況
 - 6．環境報告書の第三者レビューの状況
 - 7．今後の環境報告の普及に向けての方策
- 終わりに～今後に向けて

報告書では、我が国における環境報告書の現状、その促進方策の状況、地方公共団体及び諸外国の取組状況を調査するとともに、環境報告書の第三者レビューの状況についても調査を行いました。

そして、環境報告の普及に向けての課題を整理し、今後、考えられ得る施策を、検討事項と合わせて、以下のように整理した。

環境報告書の普及に向けての課題

課題1：事業者における環境報告書への取組の容易性を高めること

ガイドライン等の改訂、シンポジウム・セミナー等の開催など、必要な基盤整備を拡充強化することが必要。

課題2：事業者の環境報告書作成に当たりインセンティブを確保すること

環境報告書の公表事業者に対してインセンティブを付与する、または公表しない事業者にディスインセンティブが働くよう工夫することが必要。

課題3：環境報告書作成に当たり社会からの適正な評価を確保すること

環境報告書を公表する事業者が適正に評価されるような枠組みの構築、記載内容の比較可能性の向上を図ることが必要。

課題4：環境報告書の信頼性を確保すること

記載内容の正確性、第三者レビューの信頼性の向上のための必要な枠組みを構築することが必要。

課題5：大手事業者だけでなく、中小事業者における普及促進を図ること

中小事業者が積極的に取り組める枠組みの整備、インセンティブの付与、地方公共団体の認定制度等との整合性を図ることが必要。

今後検討すべき施策の方向性

- ・現状強化型施策

環境報告書は事業者の任意作成とし、現状の施策を拡張する中でできる限りの普及促進を図る施策であり、政府等のグリーン購入に際して環境報告書作成事業者を優先配慮したり、エコマーク認定における条件化、データベースの活用等の施策が考えられる。

- ・制度化型施策

環境報告書の作成そのものを何らかの形で義務化する施策であり、一定の要件を満たす報告書の公表制度創設が施策として考えられる。

- ・認定型施策

任意作成による環境報告書のうち、一定の要件を満たしたものを認定する施策であり、環境報告書のみを認定するか、または事業者の取組をも含めて認定し、ロゴマークの付与等を行う施策が考えられる。

- ・中小事業者向け施策

環境活動評価プログラム等を活用する施策であり、一定の要件を満たす環境行動計画の認証・ロゴマークの付与等の施策が考えられる。

- ・信頼性を確保するために第三者レビューの枠組みを整備する施策

認定型施策に関連して信頼性確保に着目した施策であり、第三者レビューに関するガイドライン作成、環境検証士制度（仮称）の創設等の施策が考えられる。

報告書については、<http://www.env.go.jp/policy/report/h14-04/index.html>に掲載されています。

2) 平成14年度における検討

平成13年度の検討会では、環境報告の普及とその比較可能性及び信頼性の確保に向けての課題について、環境報告書作成の容易性を高める、環境報告書作成へのインセンティブを高める、環境報告書作成と環境保全への取組に対する社会からの適正な評価を確保するなどの課題があるとし、今後、検討すべき普及促進施策の方向性を検討し、報告書を取りまとめた。

平成14年度の検討会においては、平成13年度検討会報告書に基づき、施策の絞り込みを行い、第三者レビューを中心に、環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みを検討した。

検討会では、環境報告書の第三者レビューを以下の二種類に整理し、検討を進めた。

- ・環境報告書の記載情報の正確性及び環境報告書の作成の基準への準拠性を第三者がレビューする「審査」タイプ

- ・現状のように環境報告書の作成の基準が未整備であっても環境保全上の必要性等に照らして、独自の判断で環境報告書及び事業者の環境保全への取組状況を第三者がレビューする「評価・勧告」タイプ

その上で、第三者レビューの内容や結論に対する利害関係者の誤解を防ぎ、第三者レビューそのものの信頼性を確保していくためには、一定の共通基盤の中で、その仕組みを構築していくことが必要であるとした。また、審査タイプ、評価・勧告タイプのそれぞれについて、ガイドラインの案をとりまとめた。

報告書については、<http://www.env.go.jp/policy/report/h15-02/index.html>に掲載されています。

問い合わせ先

環境省総合環境政策局環境経済課

〒100-8975 東京値千代田区霞が関 1-2-2

TEL:03-5521-8240 FAX:03-3580-9568

ホームページ <http://www.env.go.jp/>